

用語解説集

用語解説集

出典元	新潟市環境影響評価条例
	新潟市環境影響評価技術指針
	新潟市の環境 令和 6 年版（新潟市）
	環境アセスメント基本用語辞典（平成 12 年、オーム社）
	国立環境研究所 EIC ネット http://www.eic.or.jp/index.html
	環境省ホームページ http://www.env.go.jp
	環境用語辞典（平成 9 年、オーム社）
	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/index.html
	道路構造令 https://laws.e-gov.go.jp/law/345C000000000320
	費用便益分析マニュアル（国土交通省道路局都市局 令和 7 年 8 月）
	一般社団法人交通工学研究会 交通工学用語集 http://glossary.jste.or.jp/

用 語	解 説
あ行	
悪臭物質	悪臭は典型 7 公害のうちで最も複雑なものといわれる感覚公害である。したがって悪臭物質の種類も人によってまちまちで一定の基準を決めるのは容易でない。特有のにおいを持つ化学物質は 40 万にも達するといわれるが、化学的に見ると窒素と硫黄の化合物と高級脂肪酸が多い。悪臭防止法では「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として 22 種類の化学物質を特定悪臭物質として規制している。
異常年検定	基準年の気象が平年の気象に比べて異常でなかったかどうかを統計手法を用いて検定する方法。「窒素酸化物総量規制マニュアル（改訂）公害研究防止センター、平成 12 年」では、検定方法として、分散分析による不良標本の F 分布棄却検定法が示されており、評価対象としては風向別出現回数、及び風速階級別出現回数などが考えられる。
1 時間値	大気中の汚染物質の測定において、60 分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気環境基準では、二酸化硫黄 (SO ₂)、一酸化炭素 (CO)、二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊粒子状物質は 1 時間値の 1 日平均値によることとしている。
一般環境大気測定局	大気の汚染状況や気象について 24 時間観測を行っている測定局で、自動車排出ガス測定局を含まない。大気汚染防止法第 22 条により、都道府県知事は大気の汚染状況を常時監視するよう定められている。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活に伴って生ずる生ごみ、粗大ごみ、し尿等のほか、事業活動に伴い生ずる紙くず、木くず等の廃棄物のうち産業廃棄物に含まれないものをいう。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 種類としている。
か行	
環境影響評価	事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。）の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
環境基準	環境基本法第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。

用 語	解 説
	人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。又、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。 なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。
環境騒音	観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。
規制基準	法律または条令に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。
距離減衰	騒音源または振動源から離れるに従い、波面または振動の広がりによって音圧または振動レベルが減少していくこと。発生源の大きさと形状などにより減衰の状況は異なる。騒音では、小さい音源（点音源）では距離が2倍になると6dB減少し、ベルトコンベアのように長いもの（線音源）ではある距離（$1/\pi$：1は音源の長さ）まで距離が2倍になると3dB減少し、さらにある距離を離れると同様に6dB減少する。面音源の場合は近傍ではほとんど減衰がなく、多少離れると3dB、さらに離れると6dBの減少となる。
景観	景色、眺め、特に優れた景色。景観とは見る主体である人と、見られる対象である環境との視覚的関係であり、自然景観と文化景観に分けられる。
計画交通量	道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向や将来の自動車交通の状況等を勘案して定める自動車の日交通量。
建設工事に伴う副産物	建設・土木工事現場で発生する各種廃棄物及び建物・工作物などの除去に伴って発生するコンクリート、建材などの廃棄物の総称。
公害	人の事業や生活などに伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。「環境基本法」においては「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう」と定義されている。この七つの公害を通常「典型7公害」という。
光化学オキシダント	工場や自動車排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応を繰り返すことによって生じる酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、ヒドロキシペルオキシドなど）の総称である。光化学オキシダントの高濃度発生は気温や風速、日射量などの気象条件の影響を受け、夏期の風の弱い日差しの強い日に発生しやすい。オキシダントと同義で使われることがある。粘膜を刺激する性質を持ち、植物を枯らすなどの被害を及ぼす。光化学オキシダントの高濃度汚染が起こるような状態のことを光化学スモッグとよぶ。 環境基準は1時間値0.06ppm以下（窒素酸化物の影響を除いたもの）、注意報基準は0.12ppmで、警報基準は0.4ppm。
降下ばいじん	大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理又は鉱石や土砂の推積に伴い発生し、又は飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、

用 語	解 説
	あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいう。
交通需要	道路網状のある区間またはある地点を通ろうとする車両などの台数または歩行者の人数。
交通量推計	将来の特定の場所における交通量を予測すること。
さ行	
化学的酸素要求量（COD）	水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される、水質汚濁の指標の一つ。
自然公園	自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び条例に基づいて指定された都道府県立自然公園をいい、すぐれた自然の景勝地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養の場として役立てることを目的としている。日本の自然公園は公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく、一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域性公園である。
自然（緑地）環境保全地域	自然環境保全法または都道府県自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、高山性植生、亜高山性植生、すぐれた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。自然環境保全地域は、特別地区（海域は海中特別地区）と普通地区に分けられる。特別地区においては工作物の新築など自然環境の保全に支障をおよぼすおそれのある行為を行う際には許可が必要とされ、普通地区でも一定の行為については届出が必要である。
臭気濃度	官能試験法による臭気の数量化方法の一つであり、対象臭気を無臭の正常な空気希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍率を臭気濃度という。つまり、臭気濃度 1000 の臭気とは、無臭空気希釈 1000 倍に希釈して初めてにおいが消える臭気のことをいう。臭気濃度を対数変換したものを臭気指数表示という。
主要な眺望景観	主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
主要な眺望点	不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
重要な地形及び地質、重要な動物種、重要な植物種及び群落	それぞれ学術上又は希少性の観点からの重要なものをいう。
振動	環境基本法で定義されている典型七公害の一つであり、発生源としては工場・事業場、建設作業、道路交通等が挙げられる。
水質汚濁に係る環境基準	環境基本法の規定に基づき公共用水域の水質について維持されることが望ましい環境上の条件を定めたもの。人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する基準とに分かれる。基準の設定された各項目はそれぞれ測定方法が指定されている。
水素イオン濃度（pH）	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH 試験紙や pH 計などで簡易に測定できる。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。河川水は通常 pH6.5～8.5 を示すが、河口での海水の混入や、石灰岩地帯や田畑など流域の地質、生活排水、工場排水などの人為汚染、夏期における植物プランクトンの光合成等の要因により酸性にもアルカリ性にもシフトする。河川における pH の環境基準は類型別に定められており「6.5（あるいは 6.0）～8.5」を地域の状況によりあてはめる（類型あてはめ）。ただし、pH 値は厳密には温度によって変化するので、測定時の水温も付記する必要がある。
生活環境の保全に関する環境基準（水質に係る）	水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、BOD、COD、SS、DO、

用 語	解 説
	大腸菌群数、ノルマヘキササン抽出物質（油分など）、全窒素、全燐の9項目（生活環境項目）について環境基準が設定されている。生活環境項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。全窒素及び全燐の基準は、植物性プランクトンの著しい増殖のおそれのある海域及び湖沼について水域類型を指定して適用される。
生活排水	水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）」と定義されている。 生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。排水中の窒素やリンによる富栄養化など水質汚濁の原因の中で生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水処理施設の完備や合併浄化槽の普及が望まれている。又、生活者としても日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行い、石鹸をむだづかいしないといった配慮が必要とされている。
生態系	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。
生物化学的酸素要求量（BOD）	溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。これらはBODが自然界での酸素要求量が高い有機物質量の指標となる点で汚濁の状況を明確に表していると考えられることによる。
騒音	騒音は環境基本法で定義されている典型七公害の一つで、地域住民からの苦情件数が多い公害である。騒音の発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。
た行	
ダイオキシン類	有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。ときに「ダイオキシン類」という表記がされる。これは、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義。いずれも平面構造を持つ芳香族有機塩素化合物で、置換した塩素の数や位置により多数の構造異性体が存在する。
濁度	濁度は水に浮遊する微粒子を、濁りの程度で表したものであり、濁度が高いほど水が濁っていることを示す。
短期的評価	大気汚染の予測を行うに当たって、大気汚染物質の短期間の高濃度状態についても予測を行う必要がある場合、1時間値等について予測及び評価を行う場合、これを短期的評価と呼ぶ。又、同時に、年間の平均値に対しても評価を行う場合、これを短期的評価と区別して長期的評価と呼ぶ。
窒素酸化物（NO _x ）	窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的な物は一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%がNOである。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOの形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついてNO ₂ となる。この反応はすぐに起

用 語	解 説
	こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。 窒素酸化物は人の健康に影響を与える。又、窒素酸化物は紫外線により炭化水素と光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。二酸化窒素は水に難溶性のため呼吸時に深部の肺胞に達し、呼吸器系炎症を起こす。
中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
注目すべき生息地	学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
長期的評価	大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、及び一酸化炭素については年間にわたる日平均値の 2%除外値を、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の 98%値を用いて評価を行う。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。鳥獣保護区の存続期間は 20 年以内と定められている。 鳥獣保護区の区域内では、鳥獣の捕獲（狩猟）が禁止されている。多様な鳥獣の生息環境を保全するために、管理及び整備を行う。地権者には鳥獣保護施設が設置されることについての受認義務が生ずる。この区域内で特別に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場合、環境大臣又は都道府県知事は区域内に特別保護地区を指定することができる。特別保護地区では、一定の開発行為について許可が必要となる。又、特別保護地区内では、レクリエーション目的の人の立ち入り、自動車やバイクなどの乗り入れが規制される特別保護指定区域を指定することができる。
沈降特性	実際に現地にて採取した試料（土砂）を水に攪拌させ、時間の経過とともに浮遊物質（SS）がどの程度変化するかを試験することによって得られるその試料特有の沈降速度。
等価騒音レベル（LAeq）	変動騒音の表し方の一種。騒音レベルが時間と共に変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル。ある時間内で観測された全ての測定値のパワー平均値と考えてよい。
道路交通振動	道路を自動車が通行することに伴い発生する振動。振動レベルの代表値（道路交通振動に関わる要請限度との比較値）は L10（80%レベルの上端値）を用いる。
特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、騒音規制法または振動規制法に定められたものをいう。騒音規制法では 5 項目、振動規制法では 4 項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法または振動規制法の規制を受ける。騒音又は振動レベル規制の場合、それぞれに敷地境界で、騒音レベルは 85dB、振動レベルは 75dB 以下となっている。レベルの規制以外に 1 日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。
土壌汚染	人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水を涵養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。土壌の汚染にかかる環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 29 項目が定められている。法的には汚染物質として土壌からの除去が困難で土壌中に残留する金属元素や難分解性の有機物が指定され、可溶性塩類の集積などは通常土壌汚染に含めない。農用地の土壌の汚染防止等に関

用 語	解 説
	する法律では、特定有害物質としてカドミウム、銅、砒素の三つを指定する。大気汚染物質の降下、肥料、農薬の散布、工場排水の流入などが汚染の原因となるが、水田かんがいの多い日本ではかんがい水を通じての汚染例が多い。
な行	
二酸化硫黄 (SO ₂)	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石灰中に最大で 2.5%程度、原油中に最大で 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの化石燃料の燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。 二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961 年頃より発生した四日市ぜんそくが挙げられる。1960～70 年代に高濃度の汚染を日本各地に引き起こしたが、対策が進められた結果、現在は汚染が改善されている。二酸化硫黄の環境基準は 1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であることとされている。
二酸化窒素 (NO ₂)	窒素の酸化物で赤褐色の気体。分子量 46.01、融点-9.3℃、沸点 21.3℃。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。代表的な『大気汚染物質』である。 人の健康被害については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。このため二酸化窒素の環境基準は「1 日平均値が 0.04～0.06ppm の範囲内またはそれ以下であること、またゾーン内にある地域については原則として現状程度の水準を維持しまたはこれを大きく上回らないこと」としている。
日平均値の年間 98%値	環境基準による二酸化窒素の評価を判断する際に、年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（365 日の測定値がある場合は高い方から 8 日目の測定値）で評価を行う。
日平均値の年間 2%除外値	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化タンの環境基準の評価に用いる。年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にある測定値を除外したうち、最も大きい測定値。
は行	
廃棄物	廃棄物とは占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く固形状から液体に至るすべてのものが含まれる。排水は原則として含まれない。さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	廃掃法とも略称する。廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などを行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。(1970 年制定)
排水基準	汚水などを排出する施設として政令で定められている特定施設を設置する工場・事業所が、公共用水域に排出する場合、その排水が規制の対象となる。基準値は、健康項目については環境基準の 10 倍の値、生活環境項目については家庭汚水の簡易処理により得られる値と同程度に定められている。排水基準には国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乘せ基準）とがあり、基準違反に対しては処罰が課せられる。
パフ式 (無風時、弱風時)	大気汚染の拡散モデルの一つ。煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊をパフという。時間とともに移送・拡散の状況を予測するモデル。移送・拡散の場を非定常と考え、ある時刻の濃度分布とパフの排出量を初期条件として、次の時刻での移送・拡散を逐次計算方式で求める。気象条件の時間的、空間的变化に近似的に対応が可能。非定

用 語	解 説
	常、非均質の場に適用できる。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子である。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。 粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x)、揮発性有機化合物 (VOC) 等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。 これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPM と PM2.5 の年間の平均的な濃度は減少傾向にある。
人の健康の保護に関する 環境基準	水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等の 27 項目 (健康項目) について基準が設定されている。 これらの基準値はすべての公共用水域において一律であり、おおむね水道水の水質基準値と同じであるが、総水銀、アルキル水銀、PCB については、魚介類の生物濃縮を通じ、食品として人体に取り入れられる危険性が大きいことから、これを考慮した値となっている。又、健康項目に挙げられた物質は、有害物質とも呼ばれている。
費用便益分析	道路事業の効率的かつ効果的な遂行のため、新規事業採択時評価、再評価、事後評価の各段階において、社会・経済的な側面から事業の妥当性を評価し、併せて評価を通じてより効果的な事業執行を促すことを企図するもの。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊している物質のことで、日本工業規格 (JIS) では懸濁物質という。測定方法は一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量をはかる。数値 (mg/L) が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示す。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」と定義される。この粒径のものは大型のものに比べ気管に入りやすく、呼吸可能粒子 (respirable particle) と呼ばれ、健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。アメリカの大気清掃法で "PM10" と称するものとほぼ同一定義である。
ブルーム式 (有風時)	大気の拡散予測式の一つ。移送・拡散の現象を煙流 (ブルーム) で表現する。風、拡散係数、排出量等を一定とした時の濃度分布の定常解を求める。正規型と非正規型の式がある。 計算が比較的容易で、長期平均濃度の推定に適している。定常場で、濃度の空間分布を求めるのに適している。
粉じん等	粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
や行	
要請限度 (自動車騒音に係る)	騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断基準となる値を要請限度と呼ぶ。
要請限度 (道路交通振動に係る)	振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定に基づき道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断基準となる値を要請限度と呼ぶ。

用 語	解 説
溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素を示す。溶存酸素量は汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いため少なくなる。又、水温が高いほど、気圧が低いほど、又、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。1 気圧、20℃での純水の溶存酸素量は約 9mg/L である。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。藻類が著しく繁殖するときには炭酸同化作用が活発になって過飽和となる。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。
ら行	
流量	管路内または開水路などを流体（気体または液体）が単位時間に流れる量。
類型指定	水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを、「類型指定」という。
粒度組成	地盤を構成する土粒子径の分布状態を全質量に対する百分率で表したものをいう。分析は、日本工業規格「土の粒度試験方法」(JIS A 1204)に基づき実施される。